



Basic Policy For Responsible Investment

運用における 責任投資の基本方針

2025年11月1日付で「運用における責任投資の基本方針」の改定を行いました。
 具体的には、重要課題に事業ポートフォリオの検証および技術革新の促進を求めることを明記したほか、気候変動や自然資本においてより強調すべきテーマを加えました。また、人的資本に関しては、経営戦略と連動した人材戦略の策定を求めることを明記しました。
 なお、利益相反管理方針の変更を受けて、2026年4月9日付で一部文言を変更しました。
 「運用における責任投資の基本方針」は、当社の責任投資の考え方や具体的な取組みを定めたものです。ここでは、投資先企業における「望ましい経営」を明示したうえで、これを実現するためにエンゲージメントおよび議決権行使を行うことを定めています。

運用における責任投資の基本方針 具体的な取組み

- 1 投資先企業の理解
- 2 **投資先企業への働きかけ**
- 3 投資判断への反映
- 4 利益相反の管理
- 5 協働、対外活動
- 6 情報開示と説明責任
- 7 組織と取組み

2 投資先企業への働きかけ

- 投資先企業が企業価値の向上と持続的成長を実現するために望ましい経営のあり方*を定め、これを実現するよう、投資先企業への働きかけを行うこと。
- エンゲージメントの基本方針およびグローバルな議決権行使の基本方針を定め、公正かつ一貫した姿勢をもって投資先企業への働きかけを行うこと。
- エンゲージメントの状況を議決権行使に反映すること。

※「望ましい経営のあり方」 [P.22-24](#)

運用における責任投資の基本方針
<https://www.nomura-am.co.jp/special/esg/pdf/basicpolicy.pdf?20241101>

投資先企業の
望ましい経営のあり方

01

環境・社会課題への 適切な取組み

当社は、グローバルな環境・社会課題に対してリスクの管理及びビジネス機会の追求の観点から適切に取り組むことは、企業価値の向上と持続的成長につながるともに、企業が社会の一員として存在を認められるための必須条件であると考えます。そのために、当社が特に重要と考える課題と投資先企業に必要な取組みの具体例は以下の通りです。

1

基本的な方針

ESG 課題を巡る取組みについての基本的な方針の策定、同取組みを推進・監督するための体制整備。

2

重要課題
(マテリアリティ)

経営陣による重要課題の特定、重要課題に対応するための事業ポートフォリオの検証及び技術革新の促進、重要課題とされたリスク(例えば3~8のほか、製造責任等)への対応や開示、重要課題とされたビジネス機会に関する開示。

3

気候変動

気候変動への適応策の検討・実施、気候変動問題に対するガバナンス・戦略・リスク管理・指標及び目標に関する開示、中長期的な温室効果ガス(GHG)排出量のネットゼロ目標の設定及びSBT(Science Based Targets)の認定取得又はコミット、気候変動の機会としての削減貢献量・吸収量の計測、インターナルカーボンプライシングの導入。

4

自然資本

ネイチャー・ポジティブの実現に向けた生物多様性・循環経済に関連するリスク・機会に対応するための方針や目標の設定及び自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)に沿った情報開示の実施。

5

人 権

国際的な規範に則った投資先企業の人権に関する方針の策定、サプライチェーンを含む人権デューデリジェンスや監査の実施、是正措置及び救済メカニズム、デューデリジェンス結果の開示。

6

多様な価値観を持つ
人的資本

経営戦略と連動した人的資本に関する戦略の策定、役員や管理職における女性比率に関する中長期目標の設定、多様性・公平性・包摂性・帰属意識を高める人事制度(ライフイベントを理由とする離職の防止策、公平な機会の提供、従業員エンゲージメント調査の実施及び結果と改善策の開示等)の策定、多様性と包摂性を受け入れる企業風土の形成。

7

ウェル・ビーイングな社会

医薬品アクセス、健康・栄養、薬剤耐性、アニマル・ウェルフェア及び地方創生等の社会課題の解決への貢献をビジネス機会とする戦略(デジタルを活用したイノベーションを含む)の策定・開示、社会課題の解決に向けたインパクト(影響度)の測定・開示。

8

デジタル社会のリスク管理

サイバーセキュリティ管理体制の構築(具体的には、サイバーセキュリティ担当役員の設置、専任従業員の育成・配置、事案発生時の対応プロセスの構築等)、人工知能(AI)の倫理的かつ安全なライフサイクルにわたる設計・開発・導入・利用。

9

上記に関連するイニシアティブへの加盟等、ステークホルダーとの連携

投資先企業の
望ましい経営のあり方

02

資本の 効率的な活用による 価値創造

当社は、企業価値の向上と持続的成長のためには、企業が適切なリスク管理の下で資本を有効に活用し、成長性と効率性の高い事業ポートフォリオを構築することによって、中長期的に資本コストを上回る価値を創造することが必要であると考えます。そのために、当社が特に重要と考える取組みは以下の通りです。

- 1 資本コストを上回る価値を創造するための成長戦略と投資計画を策定するとともに、適切な進捗管理を行うこと。資本コストは、株価の水準・変動や対話を通じて得られた投資家の意見を十分に考慮して把握すること。
- 2 成長戦略に沿って事業ポートフォリオを検証し、必要に応じて事業の入れ替えを行うこと。
- 3 資本コストを上回る価値創造に資さない資産を売却すること。特に政策保有株式については縮減を進めること。
- 4 経営資源の最適な配分等を可能とするグループガバナンスが機能していること。グループ内に上場子会社を有する場合には、上場を維持する合理性を定期的に検証していること、一般株主との利益相反を適切に管理していること、当該上場子会社におけるコーポレートガバナンス強化の取組みを後押ししていること。
- 5 事業等に係るリスクを適切に管理すること。
- 6 上記1～5を反映した資本構成及び株主還元を実行すること。
- 7 上記1～6について適切な情報開示を行うこと。



投資先企業の
望ましい経営のあり方

03

コーポレート ガバナンス機能の 十分な発揮

当社は、資本の効率的な活用と環境・社会課題への適切な取組みによる価値創造の前提として、コーポレートガバナンスが十分機能していることが必要であると考えます。これを実現するため、当社が考える望ましいコーポレートガバナンスの形態は以下の通りです。

- 1 取締役会が、株主に代わって経営の執行及び経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督するために必要な経営、財務及びESGを含む能力と経験を有し、適切で多様な人材と規模で構成され、十分に機能していること。
- 2 監査委員会、監査等委員会又は監査役会が、株主に代わって取締役の業務を監査することのできる適切な人材で構成され、十分に機能していること。
- 3 指名及び報酬に関する委員会が設置され、それぞれの委員会が適切かつ独立性の高い人材で構成され、かつ、4及び5において必要な役割と責務を十分に果たしていること。
- 4 経営陣の交代の要否を定期的に判断する基準やプロセスが確立していることに加え、交代に備えた後継者計画が策定されていること。
- 5 経営陣の報酬が、資本の効率的な活用と環境・社会課題への適切な取組みによる価値創造に向けた経営陣のインセンティブ及びコミットメントとして適正であること。
- 6 利益相反取引や会社の支配権を巡る争いにおいて、取締役会が少数株主の最善の利益の観点から適切に判断すること。なお、買収防衛策は、株式を自由に売買する権利を制約するものであるから、当該取引や争いが企業価値・株主共同の利益を著しく害する恐れがある場合を除き、必要のないものとする。
- 7 取締役会が環境・社会課題や事業等に関するリスクを把握し、経営陣による取組みを監視するとともに、コンプライアンス、内部監査等、十分な内部統制を可能とするガバナンス・システムが確立されていること。
- 8 法令、市場規則等を順守し、コーポレートガバナンス・コード等に適切に対応していること。

投資先企業の
望ましい経営のあり方

04

適切な情報開示と 投資家との対話

当社は、上記01～03で述べた事項について企業が説明責任を果たすことが必要であると考えます。そのために、当社が特に重要と考える取組みは以下の通りです。

- 1 各国の規制当局や国際的なイニシアティブの動向を踏まえた適切な基準等に則り、適時・適切に情報を開示すること。特に定量的な情報については可能な限り第三者による監査・保証を得ること。
- 2 投資家の意見を適切に経営に反映させるために、企業が積極的に投資家との対話を行うこと。
- 3 企業価値を大きく損なう行為が認められた場合は、原因の究明及び責任の所在の明確化並びに効果的な再発防止策の策定及び徹底について、十分な開示と説明を行うこと。